

令和2年度 第3回幹事会資料



日時 令和3年1月14日(木) 10時00分～
場所 オンライン開催

佐賀県高度情報化推進協議会

本日の次第

1 開会

2 副会長挨拶

3 議事

- (1) 本年度事業の進捗について【報告事項】
- (2) 次期中期推進項目について【協議事項】
- (3) 来年度事業の方向性について【協議事項】
- (4) 次期講演会のテーマについて【決議事項】
- (5) 次期幹事について【協議事項】
- (6) 高情協関係例規の改正について【協議事項】

4 その他

- (1) 次期幹事・各グループ構成員の公募について(依頼)
- (2) 幹事会と定期総会の日程について(報告)
- (3) 押印等の見直しについて(報告)
- (4) 佐賀県のデジタル化について(意見交換)

議事(1)

本年度事業の進捗について

【報告事項】

本年度、主に第2回幹事会以降の事業について報告します。

1 会議

【企画運営グループ会議】

○第4回

日付 令和2年12月18日(金)

場所 佐賀県庁内会議室

内容 次期講演会のテーマについて
次期中期推進項目について
来年度事業の方向性について
ICT利活用促進調査研究募集要項の改正について
高情協関係例規の改正について
本年度事業の進捗について

【広報グループ会議】

○第1回

日付 令和2年10月16日(金)

場所 佐賀県庁内会議室

内容 今後の事業の広報について
現在の広報について

2 ICTに関する講演会

日付 令和2年11月24日(火)

場所 ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア

内容 第1部 講演

演題 AIのこれまでとこれから

講師 橋爪康知氏(木村情報技術株式会社 取締役
CIO)

第2部 講演

演題 xRが創造する未来

講師 天賀光広氏(株式会社とっぺん 代表取締役)

第3部 鼎談&質疑応答

テーマ 来たるSociety5.0に対する取組

コーディネーター 牛島清豪氏(NPO法人公共デザイン
イニシアティブ 理事長)

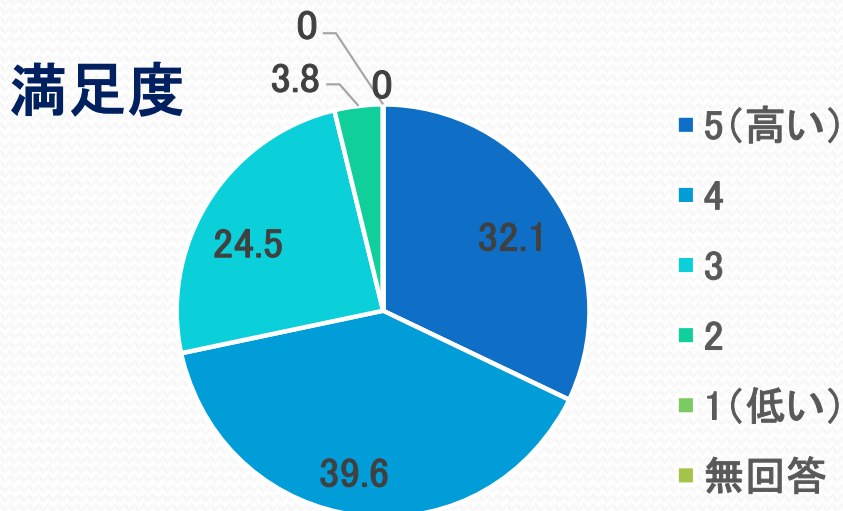
参加者数 69人(会員58人、一般11人)(昨年度 第1回 109人、第2回 84人)

You Tube閲覧数 125回(R3.1.5現在)

2 ICTに関する講演会

アンケート結果、感想

第1部 AIのこれまでとこれから



参加者の71.7%が高い満足度



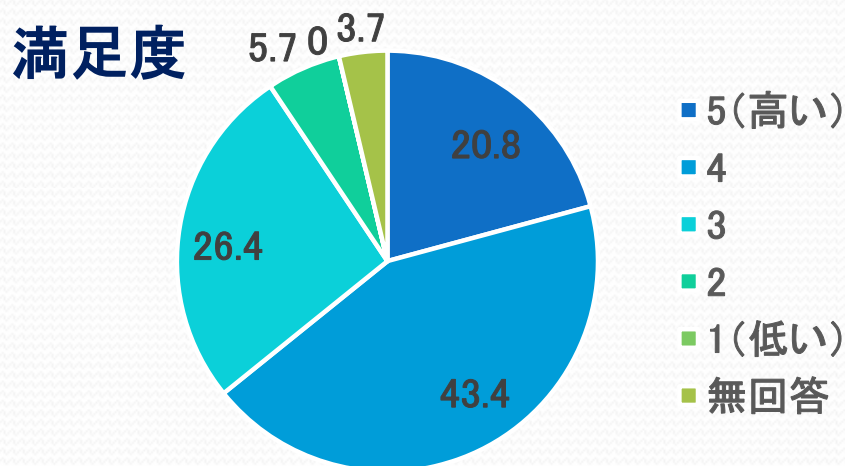
橋爪康知氏

- ・AIが可能な領域、不可能な部分の説明が良かった。全部をAI任せではなく業務を分けて可能な部分をAIとする見方を知った。(企業経営者)
- ・AIという言葉は良く聞いていたが、今回の講演で何となくイメージできるレベルまで理解できた。(団体・NPO)
- ・AIに対する認識を改めて確認できた。あくまでツールとして活用していき、行政の窓口に取り込めないか考えさせられた。(官公庁)

2 ICTに関する講演会

アンケート結果、感想

第1部 xRが創造する未来



参加者の64.2%が高い満足度



天賀光広氏

- ・内容が濃いので講演時間が短く感じた。多くの活用事例を説明していただいたが、もっと内容を掘り下げて説明を聞きたかった。(企業従業員)
- ・今後市場で話題になるアイテムを先取りできて良かった。関心を持って期待している。(団体・NPO)
- ・VR、ARは何となく理解できていたつもりだったが、xRという新たな考え方と共に、今後生活に取り込めないか考えさせられた。(官公庁)

3 ICT利活用先進事例視察

日付 令和3年2月10日(水)予定

視察先及び概要

- 佐賀県産業スマート化センター
県内企業に対するAIやIoTといった先進技術の導入支援や県内IT産業の成長支援を行う。
- 佐賀大学リージョナル・イノベーションセンター
地域を志向した社会貢献・研究を推進し地域活性化の中核的拠点となることを目指す。
- 株式会社オプティム
創業以来すべての人々が等しくインターネットのもたらす創造性・便利さを享受できるようサポートするプロダクトの開発に尽力する。

定員 20名

議事(1) 本年度事業の進捗について【報告事項】

4 ネットの安全・安心けいはっコンクール

イベント名 第13回ネットの安全・安心けいはっコンクール

募集期間 令和2年10月1日(木)～令和3年1月8日(金)

応募総数 809点(ポスター、動画、啓発動画感想文)

審査会 令和3年1月15日(金)予定
佐賀商工ビル7階大会議室

表彰式 集合形式では開催しない。代替案を現在検討中

作品展示 令和3年2月18日(木)～令和3年2月25日(木)アバンセ展示コーナー



5 情報モラル啓発イベント

内容 ネットの安全・安心けいはつコンクールの受賞作品を用いて、情報モラルやセキュリティの啓発に取り組む。

【令和元年度コンクール受賞作品の掲示】

日付 令和2年10月17日(土)、18日(日)

場所 ゆめタウン佐賀

備考 情報モラル啓発クイズ・アンケートを実施 回答者数241人

【令和2年度コンクール受賞作品の掲示】

日付 令和3年3月6日(土)、7日(日)

場所 ゆめタウン佐賀

備考 情報モラル啓発クイズ・アンケートのほか、県で実施している5G関連施策の展示を追加する予定



6 ICT利活用促進調査研究

内容 県民のICT利活用の促進を図るため、会員から調査研究課題を募り、当該課題を提案した会員に調査研究費用の補助を行う。

今年度の補助対象(11月25日付けで決定)

○佐賀大学(山内一祥氏)

研究課題 佐賀県内企業の採用活動のオンライン化の推進状況に関する調査研究

○佐賀大学(亀山嘉大氏)

研究課題 交通系ICカードの普及と公共交通の利便性の向上に関する調査・研究－交通系ICカードの普及に向けた既存の移動手段を組み合わせたアクセスマップの作成と学生の意識調査から－

今後の流れ

研究期間 12月～2月

報告書提出期限 3月1日

研究報告(第4回幹事会にて) 3月19日

議事(2)

次期中期推進項目について

【協議事項】

令和3年度及び令和4年度に重点的に取り組む方針について、協議いただきたい。

なお、具体的内容については、次回幹事会における決議事項とさせていただきます。

高情協の今後に期待するもの (R2.12.8アンケート)

1位 情報収集(32票)

(先進事例等を収集し、会員へ提供します。)

39会員回答

2位 講演会(21票)

(有識者を招き、講義いただきます。)

2位 県民への普及啓発(21票)

(イベント、広告等により、リテラシー、セキュリティ、モラル等を普及啓発します。)

2位 会員間の連携、情報の共有化(21票)

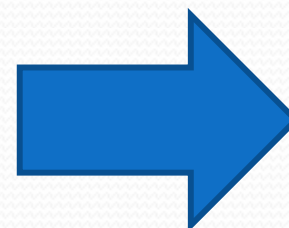
(会員間の交流を深め、win winの関係を構築します。)

議事(2) 次期中期推進項目について【協議事項】

「情報収集」、「講演会」及び「県民の普及啓発」を中期推進項目とし、「会員への連携、情報の共有化」については姿勢を表すものであるため、前文形式としたい。(次ページに具体案を掲載)

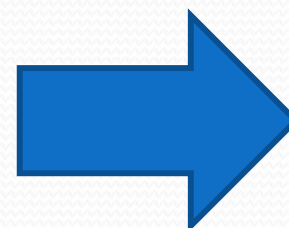
1位 情報収集

2位 講演会



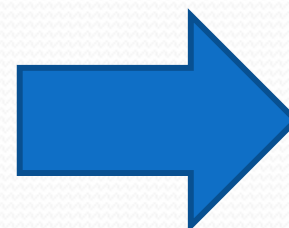
中期推進項目①

2位 県民への普及啓発



中期推進項目②

2位 会員間の連携、情報の共有化



前文

議事(2) 次期中期推進項目について【協議事項】

令和元年～令和2年度	令和3年～令和4年度(案)
<p>(次期中期推進項目に順番を合わせ、①②を入れ替えて表示しています。)</p> <p>② ICT利活用普及推進 県民のICT利活用による幸福感の向上を目的として、ICT利活用事例の調査やICTを活用した「仕組み」を検討し、ICTの更なる利活用のきっかけとなる取組や普及のための企画立案を行う。 また、キャッシュレス、IoT、ビッグデータ、AI、5Gなどの最先端技術や社会情勢などの情報収集等を行い、県民、県内事業者等に広報し、普及推進を図る。</p> <p>① 情報セキュリティ普及啓発 ICT機器の発展及び社会におけるICTサービスの利活用が多方面で急速に進んでいる。そのような情報化社会の中、個人、企業ともにICT機器・サービスの正しい理解、特に情報セキュリティ対策の重要性が高まってきていることから、その普及啓発活動を関係機関、団体等と協力し進める。</p>	<p>これまで以上にIoT、ビッグデータ、AI、5G等の技術革新が進み、こうした技術を活用したSociety5.0の実現に向けた取組が進展しつつある。 本協議会では、このような時代において新たな知識や価値を創出するために、多様な専門性を持つ会員間の情報の共有化を図り、相互協力のもと、以下の中期推進項目を積極的に進めていく。</p> <p>① ICT利活用普及推進 県民がデジタル社会の利便性を実感・享受できる豊かで住みよい地域社会を実現するために、県民、県内事業者等に対しICTに関する最新情報やICTの更なる利活用のきっかけとなる情報の収集、調査、周知等を行う。 また、地域住民のICT機器・サービスの正しい理解の底上げ及び世代間デジタルデバイドの解消に必要なデジタル人材の育成・発掘のきっかけとなる取組の企画立案を行う。</p> <p>② 情報セキュリティ普及啓発 ICT機器の発展及び利活用の多様化に伴い、情報、人、組織等のあらゆるものが相互に影響を及ぼし合う状況が当たり前となり、個人による発信も容易に行うことができる時代となった一方で、フィッシングによる個人情報等の搾取や標的型攻撃による被害など、個人、事業者を問わず脅威が高まっていることから、引き続き、様々な機会や媒体により、ICT機器・サービスの正しい理解、特に情報セキュリティに関する普及啓発活動を行う。</p>

議事(3)

来年度事業の方向性について 【協議事項】

来年度の事業の方向性について、協議いただきたい。

なお、具体的内容については、次回幹事会における決議事項とさせていただきます。

議事(3) 来年度事業の方向性について【協議事項】

(年間事業費の方向性)

令和3～4年度事業費は、2,800千円(今年度比△460千円)としたい。

※ なお、令和5年度以降は会費収入(2,730千円)に見合った事業費(2,500千円)を想定

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (見込み)	R4年度 (見込み)
予算額	4,718千円	3,568千円	4,176千円	3,839千円	3,709千円
繰越額 繰越率※	687千円 17.0%	1,299千円 57.2%	1,058千円 33.9%	879千円 29.7%	649千円 21.2%
事業費	4,200千円	3,150千円	3,260千円	2,800千円	2,800千円

※ 県通知により30%以内が求められる。

議事(3) 来年度事業の方向性について【協議事項】

(個別事業の方向性)

アンケート(高情協の今後に期待するもの)をもとに、事業案を作成することとしたい。

順位	アンケート結果	来年度事業案	
		前年度予算に占める割合	方針
1位	情報収集	3.1%	事業の 充実 を行う。
2位	講演会	24.5%	高情協会員から賛同を得ている事業なので、 引き続き実施
2位	県民への普及啓発	38.7%	県内各地域における情報化の推進を図ることが高情協の目的なので、 引き続き実施
2位	会員間の連携、情報の共有化	9.2%	近年会員からの要望が大きくなっているため、事業の 充実 を行う。

なお、令和2年度事業の調査研究(24.5%)は、7位(13票)であった。
情報収集の側面が強いので継続して実施するが、事業規模は**縮小**する。

議事(3) 来年度事業の方向性について【参考】

(参考)令和2年度事業

事業名	内容	R2予算
先進事例視察 _(1位)	先進企業に訪問し、説明を受けるもの。年1回	100千円
講演会 _(2位)	ホテル等に100人程度を集め講演会を実施。年2回開催する。うち1回は情報通信月間補助(100千円)あり	800千円
情報モラル啓発イベント _(2位)	情報セキュリティ・モラルに関する県民への啓発をゆめタウン佐賀において、2日間実施する。相談窓口の設置、クイズ、アンケートなど	360千円
団体支援 _(2位)	ICT利活用団体3団体への補助を予定していたが、2団体の申請にとどまった。	900千円
ネットワーク・広報 _(2位)	HP等の運営	300千円
調査研究 _(7位)	研究課題を公募し、2団体へ補助するもの	800千円

議事(4)

次期講演会のテーマについて 【決議事項】

来年5月に開催予定の講演会のテーマについては、アンケート結果を踏まえ、「ICTツールが活用されている分野」等のテーマを探ることとしたい。

議事(4) 次回講演会のテーマについて【参考】

興味があるテーマ(令和2年度講演会終了後アンケート)

- 第1位 5G 25人
- 第2位 AR、VR、MR 21人
- 第3位 AI 18人
- 第4位 IoT 17人
- 第5位 セキュリティ 15人

過去5年間の講演会のテーマ

- 平成28年度 ①情報セキュリティ ②防災×ICT
- 平成29年度 ①IoT ②地元企業オプティムの取組
- 平成30年度 ①キャッシュレス ②佐賀の先進性
- 令和元年度 ①5G ②キャッシュレス、AI、オープンデータ
- 令和2年度 ①AI、xR

日程 5月下旬の定期総会に引き続き実施

時間 50分(1講演)

テーマについて

- アンケート結果上位4つの「5G、xR、AI及びIoT」は、いずれもICTツールである。
- 前回講演会講師から、「ツールではなく、課題の設定が大切」と発言があったため、上位4つのICTツールを活用している事例をテーマとしたい。

⇒ 「ICTツールが活用されている分野」等のテーマを探ることについて、事務局に一任いただきたい。

議事(5)

次期幹事について【協議事項】

高情協の活発な活動のため、次期幹事会の構成について協議いただきたい。

なお、具体的内容については、次回幹事会における決議事項とさせていただきます。

幹事の現状について

・根拠規定は、高情協幹事会設置・運営規程

第2条

2 公募は、別表の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「市民社会組織・個人」「各種団体・学校」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。

3 公募の結果をもとに各グループより5名程度を選出し全体で25名程度の幹事を決定する。

・現幹事の人数は、21名

・現幹事の任期は、令和2年度末まで(実際には次期幹事が令和3年度総会で承認されるまで)

・次期(令和3～4年度)幹事の募集を1月中頃から行う予定

・例年、応募締切までに各グループ5名に達せず、事務局から個別に就任をお願いしている状況

議事(5) 次期幹事について【協議事項】

- ・このような状況の中、12月に開催した企画運営グループ会議において、以下の意見をいただいた。

「幹事会での議論を活発なものとするには、幹事の人数を減らすべきと思う。様々なジャンルの方の意見を聞くためにグループ分けはしたままで、例えばグループ当たり2～3人にするとか。」

- ・また、これを受け会長から次の意見をいただいた。

「幹事の人数を減らすことに反対ではないが、幹事の人数を減らすことが直接高情協全体の活性化につながるかどうかという視点も必要」

⇒ 幹事の人数を減らすことが高情協全体の活性化につながるでしょうか。みなさんにお伺いしたい。

(人数を減らす必要があれば、次回幹事会において規約改正を行う。)

議事(5) 次期幹事について【参考】

(参考1)グループごとの会員数(計100会員)

	会員数	(うち現幹事数)
「メディア・通信・電器など」	29会員	4会員
「ソフトウェア・情報処理サービスなど」	22会員	5会員
「市民社会組織・個人」	7会員	4会員
「各種団体・学校」	14会員	5会員
「地方自治体・特別会員」	28会員	3会員

(参考2)幹事会の人数の変遷

- ～H19年度 3グループからそれぞれ3～5人を選出し、全体で15人以内
- H20年度～ 4グループ分け(「地方自治体・特別会員」を追加)で20人以内
- H23年度～ 5グループ分け(「市民社会組織・個人」を追加)で25人以内
- H27年度～ 「25人以内」を「25人程度」に改正

議事(6)

高情協関係例規の改正について【協議事項】

高情協関係例規の改正について、協議いただきたい。

なお、具体的内容については、次回幹事会における決議事項とさせていただきます。

議事(6) 高情協関係例規の改正について【協議事項】

佐賀県高度情報化推進協議会規約の一部改正について

改正理由

総会は電子媒体により開催することができることを明記するため。
また、令和2年10月1日付けで「情報化推進室」が「デジタルイノベーション室」に名称変更されたため。

改正前	改正後
<p>(総会) 第11条 略 2 総会は、会長が招集し、会議の目的たる事項等を通知しなければならない。</p> <p>3 総会は、原則として、年1回定期総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <p>4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>5 総会においては、会長が議長となる。</p> <p>6 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(事務局) 第20条 本会の連絡、会計その他の庶務事務を処理する事務局を佐賀県総務部情報課情報化推進室に置く。</p>	<p>(総会) 第11条 略 2 総会は、会長が招集し、会議の目的たる事項等を通知しなければならない。</p> <p><u>3 総会の開催は、集合によるもの又は電子媒体によるものとする。</u></p> <p>4 総会は、原則として、年1回定期総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <p>5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>6 総会においては、会長が議長となる。</p> <p>7 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(事務局) 第20条 本会の連絡、会計その他の庶務事務を処理する事務局を佐賀県総務部情報課<u>デジタルイノベーション室</u>に置く。</p>

議事(6) 高情協関係例規の改正について【協議事項】

企画運営グループ設置要綱の一部改正について

改正前	改正後
(会議) 第4条 略 2 会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(会議) 第4条 略 <u>2 会議の開催は、集合によるもの又は電子媒体によるものとする。</u> 3 会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

広報グループ設置要綱の一部改正について

改正前	改正後
(会議) 第4条 略 2 会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	(会議) 第4条 略 <u>2 会議の開催は、集合によるもの又は電子媒体によるものとする。</u> 3 会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

高情協幹事会設置・運営規程の一部改正について

改正理由

全会員名が記載された別表を削ることにより、会員の入退会があるたびに改正しなければならない事務の軽減を図るため。

なお、改正後の「別に定める会員一覧」とは、総会資料末尾に記載しているものを指す。

改正前	改正後				
<p>(設置) 第2条 略 2 公募は、別表の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「市民社会組織・個人」「各種団体・学校」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。 別表</p> <table border="1" data-bbox="170 1248 1070 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 1248 618 1318">グループ</th> <th data-bbox="622 1248 1070 1318">会員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 1321 618 1385">略</td> <td data-bbox="622 1321 1070 1385">略</td> </tr> </tbody> </table>	グループ	会員	略	略	<p>(設置) 第2条 略 2 公募は、別に定める会員一覧の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「市民社会組織・個人」「各種団体・学校」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。</p>
グループ	会員				
略	略				

その他(1)

次期幹事・各グループ構成員 の公募について

令和3～4年度「幹事」及び「各グループ構成員」について、本幹事会終了後に公募いたします。(自薦、推薦とも可能です。)

積極的な応募をお願いします。

その他(2)

幹事会と定期総会の日程について

その他(2) 幹事会と定期総会の日程について

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14 本日 第3回 幹事会	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 ICT視 察	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2月10日(水) 先進事例視察

その他(2) 幹事会と定期総会の日程について

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6 啓発イ ベント
7 啓発イ ベント	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19 第4回 幹事会	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

情報モラル啓発イベント

日付 令和3年3月6日(土)、7日(日)

場所 ゆめタウン佐賀シアトルズコー
ヒー前 こどもの遊び場(駄菓子屋
近く)

第4回幹事会

日時 3月19日(金) 10:00~12:00

ICT利活用推進団体支援事業

の報告会を行いますので、

シニアネット佐賀様

シニア情報生活アドバイザー佐賀様

にあっては、報告の準備をよろしく

お願いします。

その他(2) 幹事会と定期総会の日程について

4月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27 第1回 幹事会	28	29	30	

4月27日(火) 令和3年度第1回幹事会

5月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25 定期総 会	26	27	28	29
30						

5月25日(火) 令和3年度定期総会



その他(3)

押印等の見直しについて

その他(3) 押印等の見直しについて

佐賀県高度情報化推進協議会のデジタル化を加速させるために、書面、押印、対面について、次のとおり取り扱うことを考えております。

1 書面

以下の書面を除き、紙を用いない。

(除外)

- ・契約関係書類(契約書、請書、請求書、領収書)
- ・税務関係書類(源泉徴収票等の法定調書、支払調書)
- ・銀行関係書類(支払依頼書、振込依頼書)
- ・法令に基づき紙面によることが義務付けされたもの
- ・相手方から紙を用いた文書を提出するよう依頼又は指示されたもの
- ・紙によることで効果が発揮されるもの(賞状、ポスター、チラシ、アンケート、はがき)

例えば、事務局からの通知文書(鏡)は、メール本文に記載することとし、添付ファイルを添付しなくなりますので、「社内決裁のため必要だ」などの場合は、事務局までお知らせください。

2 押印

以下の書面を除き、押印しない。

(除外)

- ・契約関係書類(契約書、請書、請求書、領収書)
- ・税務関係書類(源泉徴収票等の法定調書、支払調書)
- ・銀行関係書類(支払依頼書)
- ・法令に基づき押印することが義務付けされたもの
- ・相手方から押印した文書を提出するよう依頼又は指示されたもの
- ・押印することで効果が発揮されるもの(賞状)

例えば、会議出席依頼文書など、事務局から発出する文書は公印を押印しなくなりますので、「社内決裁のため必要だ」などの場合は、事務局までお知らせください。

3 対面

高情協が行う会合については、以下のとおりとする。

- ・原則、事務的面会(打合せ)は、オンラインによる。ただし、相手方が求めた場合はこの限りでない。
- ・会員勧誘、引き留めについては、相手の同意を得て、面会とする。
- ・啓発系のイベントは、現物を使用するものやデジタルの使い方講座等是对面で行うことを妨げない。ただし、内容についてはWebからも参照できる環境を整える。
- ・総会及び幹事会は、新しい生活様式に対応した形で開催する。

なお、次回幹事会は、集合及びWebによるハイブリットでの開催を考えております。

その他(4)

佐賀県のデジタル化について

意見交換会を行いたい。

例えば、

- ・マイナンバーカードの活用に向けたアイデア
- ・佐賀県のデジタル化、Society5.0のあり方 など